

児童手当の支給 予定日について

お知らせ

児童手当制度の一部改正によって、令和6年10月以降の手当額や支給対象児童の年齢が拡充されました。詳しい手当額等については同封の通知書をご確認ください。

また制度改正後の支給回数は年6回(偶数月15日)に変更になります。
※15日が土日祝日の場合は前営業日になります。

<支給予定日等について>

支給対象月	支給予定日
令和6年10月・11月分	令和6年12月13日(金)
令和6年12月・ 令和7年1月分	令和7年2月14日(金)
令和7年2月・3月分	令和7年4月15日(火)
令和7年4月・5月分	令和7年6月13日(金)
令和7年6月・7月分	令和7年8月15日(金)
令和7年8月・9月分	令和7年10月15日(水)

(注意)

制度改正後は、これまで支払い日前に送付していた支払通知書は廃止となります。

今後の支給状況については、上記の支給予定日以降に通帳記帳等により、ご確認くださいませますようお願いいたします。

<主な改正内容について>

【改正前】

年3回支給
(6・10・2月)

対象児童	手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降※1は15,000円)
中学生	一律10,000円

※1 高校卒業(18歳年度末)までの養育している児童のうち、3番目以降の児童



【改正後】

年6回支給
(2・4・6・8・10・12月)

対象児童	手当月額
3歳未満	15,000円
3歳～高校生年代	10,000円
第3子以降※2	一律30,000円

※2 進学か否かにかかわらず、22歳年度末までの養育している児童のうち、親等の経済的負担のある3番目以降の児童

- ① 所得額に関係なく児童手当を受給できる(所得制限撤廃)
- ② 支給対象児童が高校生年代まで延長
- ③ 支給回数が年3回から年6回に変更
- ④ 第3子以降の支給額が月3万円に増額
- ⑤ 第1子として登録できる年齢が大学生年代まで拡大
(上図※2)

児童手当制度改正後の内容、別添通知、また支払い等についてのご不明点があれば、以下お問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市保健福祉部子ども課

Tel:046-882-1111(内線365～367)